

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

## 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月4日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18名)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (10名)

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員1名)

#### 4. 議事日程

- 議案第135号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第136号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
議案第137号 農地法第4条の規定による許可申請審議について  
議案第138号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
議案第139号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について  
議案第140号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹  
農地係長 大岡 寿憲  
主 事 増山 心美

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまから第34回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員が8名、推進委員が1名欠席の10名で、定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>今回の議事録署名者は、2番の辻委員と3番の山口委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、早速審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第135号2件、議案第136号4件、議案第137号1件、議案第138号1件、議案第139号3件、議案第140号1件となっております。</p> <p>議案第135号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人により解約報告を受理したので報告します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第135号1番と議案第136号、農地法第3条の規定による許可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 それでは一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) 借受人につきましては、別添の調査表にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口委員から調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告いたします。 木村推進委員の体調がすぐれないということで、4月2日に私が調査しました。〇〇さんの家に電話しても出られなかったなので、訪問して〇〇さんと〇〇さんとお話を聞きました。 後で、売却をする予定があるということで、農業者年金の特定処分対象農地の対象から除外しないと売買等ができないということでした。間違いのないということでした。 以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 議案第135号1番及び議案第136号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p>
事務局	<p>事務局より報告します。 令和5年4月より農地法3条第2項の要件について、5反要件がなくなっています。 計画等、他の要件でちゃんと農業ができる環境があるかなどで判断していくこととなります。 今度からは、農地を持たなくても、農業ができる環境さえ持っていれば購入ができることになりましたのでお知らせをしておきます。</p>
議長	<p>他にないですか。  (異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第135号1番について、申請内容に間違いないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、議案第135号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第136号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、議案第136号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第135号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので調査された福江委員および内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
福江委員	<p>3月29日に、内田推進委員と〇〇さんと3人で現地確認をしました。</p> <p>〇〇さんが、大型トラックを置くところがないと駐車場を作ってしまったということです。どうもすいませんでしたということでした。</p>
内田推進委員	<p>本人は、だいぶ反省をしてました。改めて農業委員会に出てくると思います。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第135号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第135号2番について申請内容に問題がないと判断する方は挙手を</p>

	<p>お願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、議案第135号2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第136号、農地法第3条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは議案第136号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川崎委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>報告します。30日に譲渡人である〇〇さんに私から電話連絡をしました。譲受人の〇〇さんとは現場で立ち会って話したんですけど、玉ねぎを作りたいという報告を受けて、よろしく申し上げますとのことでした。</p>
松本推進委員	<p>川崎委員が報告された通りです。</p> <p>私の方からは特に付け足して報告することはありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第136号2番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第136号2番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案136号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山委員および久我推進委員から調査報告をお願いします。</p> <p>報告します。</p> <p>3月30日に譲受人の父と久我推進員さんと3人で、現地に行って議案にかける土地と間違いないか確認を行ってきました。</p> <p>販売金額ですけれども、3月の議案にかかった土地と合わせて150万で〇〇さんと交渉ができてたので、面積にしたら少ない金額だったんですけども、申請が前回の分と一緒に間に合わずこの形になりました。</p> <p>譲渡人の〇〇さんとは、その場で電話をしながら確認を行いまして、土地とか対価の金額とか間違いなく、よろしくお願いしますとのことでした。</p>
久我推進委員	<p>3月30日に澤山委員と〇〇さんで田んぼの確認をしました。</p> <p>〇〇さんとは電話で話を伺いました。</p> <p>あとは、澤山委員のいわれる通りです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第136号3番についてご異議ご意見ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第136号3番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認しました。 したがって3番は原案通り認められました。 続きまして、議案第136号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) 譲受人につきましては、別添の調査票にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので調査された澤山委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>3月30日に、譲受人の〇〇さん譲渡人は〇〇行政書士に来ていただいて久我推進委員と現地まで見に行ってお話をして間違いがないか確認を行って来ました。 対価がないということでお話を伺ったところ、〇〇さんのお父さんと譲渡人の〇〇さんが兄弟なんです。家を新築するとき〇〇さんの名前を借りて借り入れを行っていたいきさつがあって、借り入れが全部済んでからも名義が直さないままになっていたということです。 現場の帰りに〇〇さんのお宅に伺って、話を聞いたところ、対価がゼロというのは間違いないと、そのままいいですということでした。 以上です。</p>
久我推進委員	<p>3月30日に澤山委員と〇〇さんと〇〇行政書士と現地に行き、お話を伺い、確認をしました。 あとは、澤山委員の言われた通りです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 議案第136号4番についてご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>他にないですか。  (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。 議案第136号4番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、4番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第137号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共の対象となっていない小集団の生産性が低い農地でありまして、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊など排水関係の処理に関して特に問題なく農地法第4条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員さんから調査報告をお願いします。</p>
山口委員	<p>報告します。</p> <p>4月3日、現場で〇〇行政書士と確認しました。</p> <p>事務局が説明された通りで、現場は、もみじの木があつて子どもさんがバッティングするような場所もありました。</p> <p>自分が子供さんに贈与するときにはちゃんとして渡したいということで、今回こういう形になったと聞きました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第137号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第137号1番について、許可相当と判断される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして議案第138号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内である農地で、第1種農地であると判断されます。</p> <p>また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>3月27日に、〇〇さんご夫婦と息子さんの〇〇さん、秀島会長と現地では話を伺うことができました。</p> <p>ここは以前、昨年に農用地区域からの除外ということ申請されており、既にその時点で観光農園体験施設が出来上がっていた。</p> <p>その後の申請ということで、ここにも書いてありますように始末書というものを提出されておられます。</p> <p>〇〇さん親子は詳細に農地法を知らなかったということで、秀島会長が注意を促しておられました。</p>
秀島委員	<p>それでは、私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>築推進委員から説明をされた経緯ですけど、前回、農振除外のときにはもう既に建っていて、その時に難しいですよという話をしました。</p> <p>今回は農地転用ということで、転用が終わってから計画をされて家を建てるとかなど、いろいろな面で説明をしました。農地法をなかなか理解できないということで、よろしく願いますということでした。</p>
議長	<p>それでは、議案第138号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p>

池田信推 進委員	し尿処理、生活排水ともにくみ取りとなっていて、放流先が水路ということですが、これはどういう意味なんですか？
事務局	お答えします。 し尿処理と生活排水については確かくみ取りです。 放流先のことは、雨水排水経路が水路になっています。
議長	他にないですか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第138号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。  (挙手多数)
議長	挙手多数と確認しました。 したがって1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第139号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権および賃借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは議案第139号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。
堤委員	報告します。 4月1日に、〇〇のお父さんにお会いして、〇〇さんは愛知県の方において、耕作できないということで〇〇さんをお願いをされたみたいです。 現地確認したんですけど、そこまでの道が、最初通れるようなところでは

	<p>なかったらしく、何日かかけて伐採して綺麗になっていました。</p> <p>そして、ここは荒らさないようにしてもらえばいいということで、もう賃料はいらないということです。</p>
池田推進委員	<p>期間が3年となっておりますけど、3年後にまた考えるそうです。よろしくお願ひしますということでした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第139号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第139号1番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって議案第139号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第139号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>報告します。</p> <p>〇〇さんが〇〇さんの田んぼと畑を作ってくれるということで、田も畑も綺麗にしてありました。</p> <p>こちらも、荒れないようにしてもらったら、それで十分ですということでした。</p>
池田保推	<p>別に追加説明はありません。</p>

<p>進委員 議長</p>	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第139号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第139号2番について、申請内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認しました。 したがって議案第139号2番は原案通り認められました。 続きまして議案第139号3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明) 以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員および内田推進委員から調査報告をお願いいたします。</p>
<p>福江委員</p>	<p>3月29日、息子さんの〇〇くんと、お母さんと4人で現地を確認しました。 ちょうど玉ねぎを収穫しておられました。責任を持ってさせたいということで、よろしく申し上げますということでした。</p>
<p>内田推進 委員 議長</p>	<p>私からは特にありません。よろしく申し上げます。</p> <p>調査報告が終わりました。 議案第139号3番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第139号3番について、申請内容に問題がないと判断する方</p>

議長	<p>は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>従って議案第139号3番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第140号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による所有権移転について別紙関係人より許可申請書を受理したので意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の福江委員及び内田推進委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第140号1番について、報告内容に問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認しました。したがって1番は原案通り認められました。</p> <p>この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、太良町農業委員会第34回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 5 年 4 月 4 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 辻 和 久

議事録署名者 山 口 秀 行